

実質化された人・農地プランの公表について

【高柳南場地区】

実質化された人・農地プランについて、次のとおり公表します。

公表日：平成31年3月20日

1 協議の場を設けた区域の範囲

高柳南場地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月20日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

4 経営体

4 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

5 今後の地域農業のあり方

- ・担い手に農地を集約し、低コスト化を図る。
- ・担い手に負担がかかりすぎないように、農道の管理や草刈り等を地域で協力して行っていく。
- ・今後も地域で引き続き話し合いを行い、継続的な営農に向けて有効な方策を模索していく。